

第 4 回 通信政策特別委員会 事務局説明資料

ユニバーサルサービスの 責務と交付金制度について

2023年 9月25日

総務省

総合通信基盤局

- (1) **電話のユニバーサルサービス制度**：NTT法において、NTT東西の、電話役務の全国あまねく提供責務が規定され、電気通信事業法において、総務大臣の指定を受けたユニバーサルサービス提供事業者に対する交付金制度を規定。
- (2) **ブロードバンドのユニバーサルサービス制度**：社会経済活動（テレワークや遠隔医療等）における重要性に鑑み、令和4年の電気通信事業法改正により基礎的電気通信役務とされ、総務大臣の指定を受けた事業者に対し、不採算地域のサービス維持費の一部を支援する交付金制度を創設（制度の詳細を検討中）。

電話のユニバーサルサービス

ブロードバンドのユニバーサルサービス

電気通信事業法

電気通信事業法



※携帯電話等は、ユニバーサルサービスではない。



ユニバーサルサービス提供事業者
NTT東日本、NTT西日本

64億円
(令和4年度)

NTT持株、NTT東日本、NTT西日本

※サービス提供は、NTT東日本、NTT西日本が実施

NTT法

該当するサービス

ブロードバンドサービス

(FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)※)



※固定通信サービス向けに専用の無線回線(例：地域BWAやローカル5G)を用いて提供するもの。

負担事業者

固定ブロードバンドサービス事業者



モバイルブロードバンドサービス事業者



対象事業者

(制度の詳細を検討中※)

交付金

(制度の詳細を検討中※)

提供の責務

なし

NTT法

※ コストの算定方法等を精査中

- NTT法において、NTT（持株・東・西）に対し、電話役務を全国あまねく提供する責務（電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する責務）が規定されている。
- また、電気通信事業法において、
 - 基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるため、ユニバーサルサービスとしてあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービス）に固定電話、公衆電話、緊急通報を位置付けるとともに、
 - 当該提供役務が赤字となる事業者（NTT東・西）に対し、不採算地域のサービス維持費の一部を支援する交付金を交付する制度（ユニバーサルサービス交付金制度）を設けている。

該当するサービス

固定電話



公衆電話



緊急通報
(110, 118, 119)



※携帯電話等は、基礎的電気通信役務ではない。

提供の責務 (NTT法第3条)

NTT持株、NTT東日本、NTT西日本

※サービス提供は、NTT東日本、NTT西日本が実施

電話のユニバーサルサービス交付金制度

※平成19年4月より、
交付金の交付を開始。

負担対象事業者

携帯電話
事業者



固定電話
事業者



IP電話
事業者



補
填

負担金

(電気通信番号数に応じて負担)

2円/月・番号
(令和5年)

ユニバーサルサービス 提供事業者

NTT東日本

NTT西日本

交付金

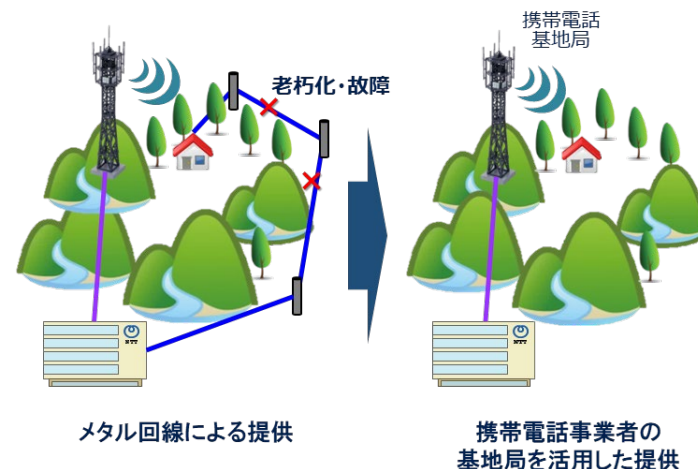
(赤字の一部を補填)

64億円
(令和4年度認可)

1. ワイヤレス固定電話の導入（2020年にNTT法改正）

- メタル回線の老朽化等が進む中で、NTT東西が、老朽化したメタル回線の再敷設を回避し、効率的にあまねく普及責務を履行できるよう、**不採算地域に限定してワイヤレス固定電話を実施可能**とした※。

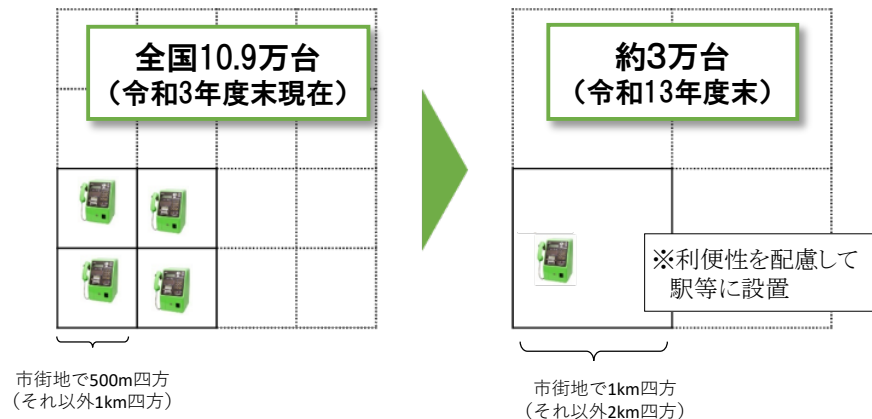
※ NTT法上、NTT東西は、本来業務は自己設備による実施が必要であるため、他者設備である携帯電話網の利用を例外的に認めたもの。



2. 公衆電話の設置基準の緩和（2022年に省令改正）

- 公衆電話の利用が大幅に減少している状況を踏まえつつ、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を引き続き確保する観点から、**公衆電話の設置基準を緩和**※（併せて災害時用公衆電話をユニバーサルサービスに追加）

※ 市街地：500m四方に1台→1km四方に1台
市街地以外：1km四方に1台→2km四方に1台

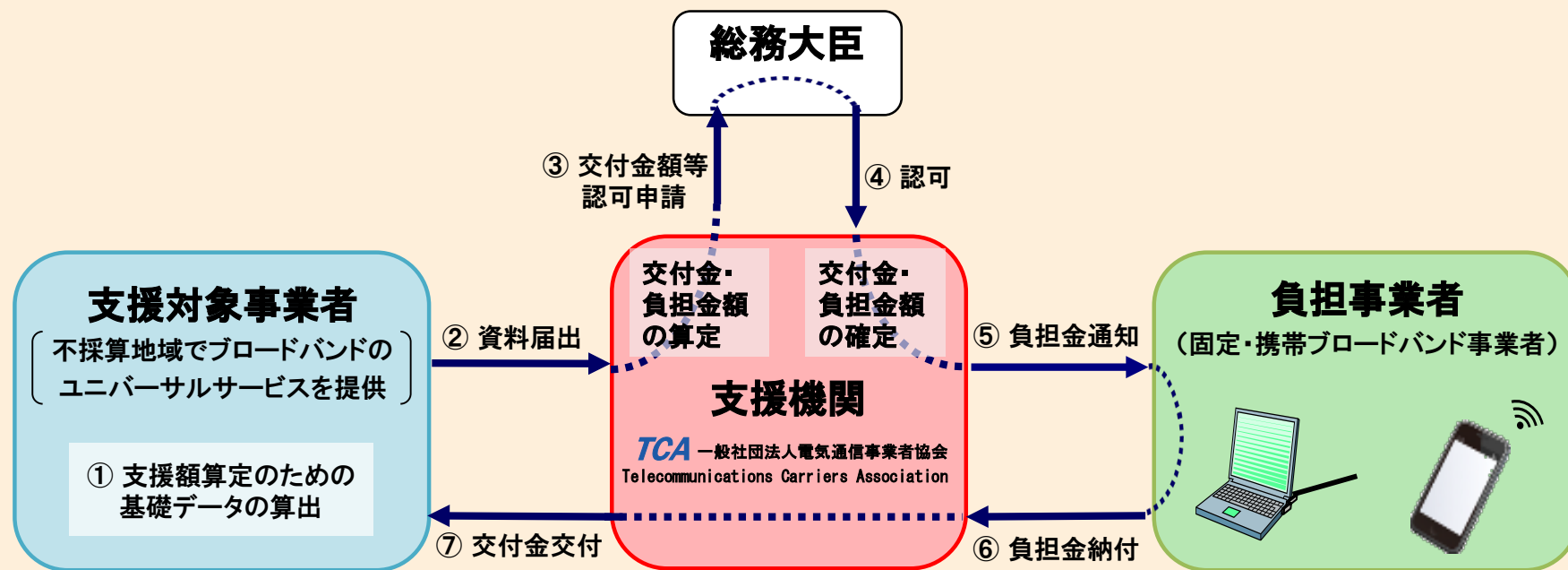


3. ブロードバンドの交付金制度の創設（2022年に電気通信事業法改正）

- ブロードバンドについて、社会経済活動（テレワークや遠隔医療等）における重要性に鑑み、電気通信事業法上のユニバーサルサービスに位置付け、**不採算地域の赤字の一部を補填する交付金制度を創設**。

制度の概要

- 改正電気通信事業法（R5.6.16施行）により、総務大臣の指定を受けたブロードバンドのユニバーサルサービス提供事業者に対して、全国のブロードバンド事業者から徴収する負担金を原資とする交付金により、不採算地域（支援区域）におけるサービスの維持費用の一部を支援する交付金制度を創設。



ブロードバンドのユニバーサルサービス

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきサービス

【該当するサービス】

テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を利用する上で不可欠なブロードバンドサービスとして、次の3つのサービス※1が該当。

- FTTH
- CATV (HFC方式※2)
- ワイヤレス固定ブロードバンド (専用型) ※3

※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限る

※2 Hybrid Fiber Coaxial。幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式

※3 固定通信サービス向けに専用の無線回線 (例：地域BWAやローカル5G) を用いて提供するもの

支援区域

交付金による支援が必要な不採算地域として、総務大臣が指定する区域※4

※4 国勢調査に基づく町字 (約23万町字) 単位で指定

【支援区域の要件】

	要件①	要件②	支援対象
一般支援区域	・区域の収支が赤字の地域※5	ブロードバンドのユニバーサルサービスを提供する回線設置事業者※7が1事業者以下	・赤字事業者※8
特別支援区域	・区域の収支が大幅な赤字の地域※5 ・未整備地域※6、公設地域	同上	・黒字事業者※8 ・赤字事業者※8

👉 未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行を促進

※5 標準的なモデルにより算定

※6 区域内の世帯カバー率が50%以下

※7 区域内の役務の継続提供期間が1年を超える

※8 ブロードバンドのユニバーサルサービス全体の収支状況

支援対象事業者

支援区域でブロードバンドのユニバーサルサービスを提供するブロードバンド事業者のうち、
総務大臣の指定を受けた者※1

※1 この制度は、不採算地域におけるブロードバンドのユニバーサルサービスの提供を確保するための事業者間の相互扶助の仕組みであり、自治体の財政支援を目的としたものではない

【指定の要件】

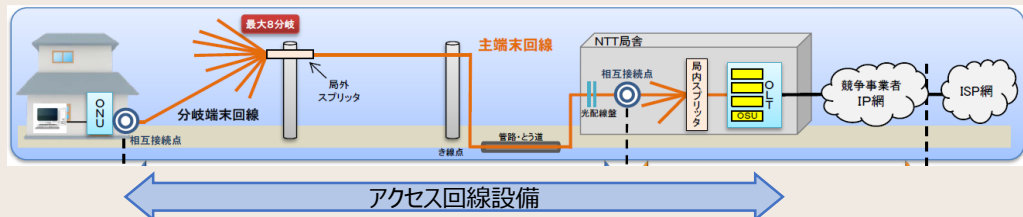
- 「ブロードバンドのユニバーサルサービスに関する収支表」や「特別支援区域整備・役務提供計画書」を公表していること

交付金

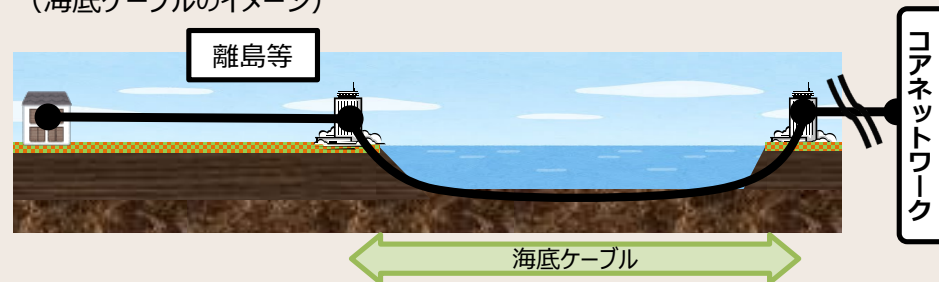
不採算地域におけるブロードバンドの提供に係る維持費用の一部を支援する交付金

- 交付金の対象は、アクセス回線と海底ケーブルの維持費用が基本※2

(アクセス回線設備のイメージ)



(海底ケーブルのイメージ)



※2 交付金の算定方法の詳細については総務省情報通信審議会にて現在検討中

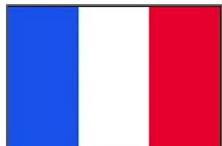
- 諸外国では、旧国営事業者を指定する仕組みなど、ブロードバンドの**最終提供者を確保するための制度が整備**。

イギリス



- ・ブロードバンドの提供義務を負う事業者を公募により選定するが、公募が不調の場合は、国が最終提供者を確保する仕組みが整備されており、**旧国営事業者であるBT**（ハル市エリアを除く全国）と**KCOM**（ハル市）が**指定**。

フランス



- ・ブロードバンドの提供義務を負う事業者を公募により選定するが、公募が不調の場合は、国が最終提供者を確保する仕組みが整備されており、**旧国営事業者であるオランジュ**（旧フランステレコム）が**指定**され、必要な協約を締結。

ドイツ



- ・国が毎年のモニタリングにより、将来において十分利用可能な料金によるサービスの提供ができない地域を指定し、当該地域で十分利用可能な料金による継続的なサービス提供の申し出がなかった場合は、国が、**当該サービスの提供を行う者を指定**して確保する仕組みが整備。

オーストラリア



- ・ブロードバンドの未提供地域における最終提供者として、**政府100%出資のNBN Co**が**指定**。

アメリカ



- ・ブロードバンドの未整備地域について、**各地域でオークションで最低金額を提示した者**に対して※、ブロードバンドの提供を義務付け。 ※ リバース・オークション